

## 韮崎市企業立地支援制度(平成19年9月18日現在)

韮崎市内に新たに土地又は借地権(20年以上)を取得し、工場等を設置(拡張)して3年以内に操業開始した企業は、下記の企業立地支援金もしくは企業立地助成金の交付を受けることができます。

	企業立地支援金	企業立地助成金
対象企業	・製造業 ・運輸業 ・情報通信業 ・卸売小売業	・製造業
投下固定資産額	1億円以上	5億円以上(ただし土地取得費は除く)
増加雇用人数 (うち市内在住者)	10人以上(2人以上)	10人以上(3人以上)
対象額	固定資産額、都市計画税を全額法人市民税(法人税割)の1/2相当額を3年間交付	投下固定資産額の2%相当額を単年度で交付
限度額	2,000万円(単年)	増加雇用人数10人以上50人未満の場合 6,000万円 増加雇用人数50人以上100人未満の場合 1億円 増加雇用人数100人以上500人未満の場合 1億5,000万円 増加雇用人数500人以上の場合 2億円
申請期限	操業開始4ヶ月前まで	同左
山梨県産業集積 促進助成制度	申請不要	別途山梨県産業立地推進課との協議・申請が必要
条例期限	平成22年3月31日	平成21年3月31日